

地域型保育事業者実施の手引き（案）

（平成27年度開所分）

平成26年12月

鹿沼市こども支援課

1 地域型保育事業・地域型保育給付について

(1) 地域型保育事業とは

地域型保育事業とは、家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の総称で，地域型保育事業の認可は市が行うこととされており，国が定める基準を踏まえて市が認可基準を条例で定めています。

(2) 地域型保育給付とは

子どもが，市の認可・確認を受けた地域型保育事業所を利用した場合，地域型保育給付の対象となります。

①地域型保育事業を利用できるのは，市の支給認定を受けた子ども（鹿沼市内の地域型保育事業所においては，鹿沼市に住民登録がある子どもに限る。（事業所内保育事業の「従業員枠」を除く。））

②地域型保育事業の利用調整は市が行う。（事業所内保育事業の「従業員枠」を除く。）

③保育の提供に関する契約は，事業所と保護者との直接契約

④利用者負担額（保育料）は，保護者世帯の所得（市民税額）に応じて市が金額を決定し，保護者が事業所に支払う。

⑤公定価格から利用者負担額を差し引いた「地域型保育給付費」を市が事業所に支払う。

※地域型保育給付費は，本来，保護者への個人給付ですが，事業所が代理受領することとなっています。（法定代理受領）

(3) 支給認定区分、保育必要量

地域型保育事業を利用するのは3号認定の子どもで，次の保育必要量が認定されます。

- ・保育標準時間認定の子ども（1日あたり 最長11時間）
- ・保育短時間認定の子ども（1日あたり 最長8時間）

ただし，鹿沼市子ども・子育て支援事業計画において定めている基準年度における利用人数の範囲内の定数とします。

(4) 支給認定及び利用申込の手続きについて

地域型保育事業所を利用し，保護者が市から地域型保育給付費を受けるためには，市の支給認定を受ける必要があります。

市は，保護者から支給認定申請を受けたら，要件（住民登録，年齢，保育の必要性の事由）を確認したうえで，支給認定を行い，利用者負担額（保育料）を決定します。

また，保育が必要な子どもの施設・事業所の利用は市が調整を行うこととされており，鹿沼市では，支給認定申請と同時に利用希望施設の確認を行い，市が利用調整を実施し，保護者に通知します。

地域型保育事業において、事業者が独自に利用者を選考・入所させることはできません（事業所内保育事業の「従業員枠」を除く。）。

2 平成27年度予定の地域型保育事業

平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法等の関連3法に基づく制度の施行後に、関連3法による改正後の児童福祉法第6条の3第10項から第12項に規定される「小規模保育事業」A型・※B型、「事業所内保育事業」として同法第34条の15第2項による認可を受ける事業。

・小規模保育事業C型、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業等については、次年度予定はしていません。

※ B型については、今後、国等から保育従事者に関する基準等の内容により変更になる場合があります。（12月ごろに示される予定）

3 開所時期（事業開始時期）

平成27年4月1日～

※平成28年度以降開始予定については、平成27年度に公表を予定しています。

4 保育内容等について

- ① 保育所保育指針に準じて保育を提供すること。
- ② 乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し、保育を行うこと。
- ③ 乳幼児の保育の状況に関する記録を整備し、その記録に基づき、自らの実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

5 各事業の基準等

申請にあたっては、国の関係法令・基準・通知や「鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型運営に関する基準を定める条例」、「鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の関係条例・施行規則を遵守してください。また、本内容等についても本事業の趣旨をご理解のうえ、遵守するようお願いいたします。

●基準の主な内容

(1) 小規模保育事業 A型 （利用定員：6人以上19人以下）

「鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条～第31条」抜粋

主な項目		主な内容
職員配置	資格	○保育士
	配置職員数	○0歳児：3人につき保育士1人 ○1～2歳児：6人につき保育士1人 ※上記に加えて1人以上を追加で配置。 (当該市施設に勤務する保健師・看護師を1人に限り、保育士と

	みなすことができる。)	
調理員	・置かなければならない。(ただし、調理業務の全部を委託する場合や連携施設等から搬入する場合は置かないことができる。)	
嘱託医	・置かなければならない。	
設備基準	乳児室又はほふく室	0～1歳児：乳児室又はほふく室（1人につき3.3㎡以上）
	保育室又は遊戯室	2歳児：保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上）
	調理設備	・設置する。
	便所	・設置する。
	屋外遊戯場	・屋外遊戯場（2歳児1人につき3.3㎡以上）を設置 ※付近の代替地可
運営基準	食事の提供方法	・食事を提供することとし、自園調理を原則とする。ただし、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。
	連携施設※	設定する。

※「連携施設」とは、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。「[鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条](#)」抜粋

- ①乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な保育の相談、助言等に関する支援を行うこと。
- ②必要に応じて代替保育（職員の病気等により保育を提供することができない場合に、代わって提供する保育）を提供すること。
- ③保育の提供を受けていた乳幼児の保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

<行政指導> 【留意事項】

- 連携協力を行うため、連携施設においては、連携する地域型保育事業所の2歳児の定員(受入児童数)分の3歳児の枠を確保してください。
- 連携施設を幼稚園とする場合には、保育を必要とする子どもが利用することを考慮し、夏季休業中等を含め、預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型））を確実に実施している幼稚園としてください。

※給食を搬入することが可能な「連携施設等」とは、次に掲げる施設をいう。

- ①連携施設
- ②当該家庭的保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(2) 小規模保育事業 B型

「鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条～33条」

主な項目		主な内容
職員配置	資格	○保育士 ○保育従事者：市が行う研修を修了した者※
	配置職員数	○小規模保育事業A型と同様とし、1/2以上は保育士とする。
	調理員	・置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合や連携施設等から搬入する場合は置かないことができる。
設備基準	乳児室又はほふく室	0～1歳児：乳児室又はほふく室（1人につき3.3㎡以上）
	保育室又は遊戯室	2歳児：保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上）
	調理設備	・設置する。
	便所	・設置する。
	屋外遊戯場	・屋外遊戯場（2歳児1人につき3.3㎡以上）を設置 ※付近の代替地可
運営基準	食事の提供方法	・食事を提供することとし、自園調理を原則とする。ただし、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。
	連携施設	・設定する。

(3) 事業所内保育事業

「鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条～49条」

主な項目		主な内容	
		定員20人以上	定員19人以下
利用定員	利用定員の設定	下表のとおり、利用定員に応じて一般の保育を必要とする子どもの定員枠を設定する。	
		利用定員数	一般の保育を必要とする子ども
		○1人以上5人以下	1人
		○6人以上7人以下	2人
		○8人以上10人以下	3人
		○11人以上15人以下	4人
		○16人以上20人以下	5人
		○21人以上25人以下	6人
		○26人以上30人以下	7人
		○31人以上40人以下	10人
		○41人以上50人以下	12人
		○51人以上60人以下	15人
		○61人以上	20人

職員配置	資格	○保育士	○保育士 ○保育従事者 市が行う研修を修了した者※
	配置職員数	保育所基準と同様	小規模保育事業A型・B型と同様
	調理員	・置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合や連携施設等から搬入する場合は置かないことができる。	
設備基準	乳児室又はほふく室	0～1歳児：乳児室又はほふく室（1人につき3.3㎡以上）	
	保育室又は遊戯室	2歳児：保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上）	
	調理室等	調理室を設置	調理設備を設置
	屋外遊戯場	屋外遊戯場（2歳児1人につき3.3㎡以上）を設置 ※付近の代替地可	
運営基準	食事の提供方法	食事を提供することとし、自園調理を原則とする。ただし、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。	
	連携施設	設定する。 ※連携施設の役割のうち、「集団保育を体験させるための機会の設定等、保育の内容に関する支援」「代替保育等の提供に関する連携協力」については求めることを要しない。	設定する。
		保育の提供終了時における保育の提供に関する連携協力は、一般の保育を必要とする子どもについてのみ求める。	

※ 保育従事者の研修については、国からの基準等の提示によって設定する予定になります。（12月ごろ提示予定）

※ 医療法人からの申請については、国の告示内容によって対応する予定になります。

医療法人は、医療法第42条に基づく告示等において、認可保育所や認可外保育施設（地方自治体が基準を定め、その運営に要する費用の補助等をしているもの）については、事業（附帯業務）として行うことができることとなっています。

一方、子ども・子育て支援新制度で新たに市町村の認可事業となる地域型保育事業については、医療法人が行うことができるようにするためには、告示等に新たに規定する必要があることから、現在、告示等の改正を検討中です。（内閣府HPより）

(4) 特定地域型保育事業者の運営基準

確認を受けた地域型保育事業者を「特定地域型保育事業者」と呼び、認可の基準とは別に、特定地域型保育事業者が従うべき運営基準を定めています。

特定地域型保育事業を実施にあたっては、地域型保育事業の認可とは別に協議が必要になります。

●基準の主な内容

「[鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型運営に関する基準を定める条例第37条～第50条](#)」抜粋

主な項目	主な内容
利用定員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・事業所ごと <ul style="list-style-type: none"> ・保育所，認定こども園：20人以上 ・小規模保育事業所A型，B型：6人以上19人以下 ○定員を定める場合の区分 <ul style="list-style-type: none"> ①保育を必要としない3～5歳児 ②保育を必要とする3～5歳児 ③保育を必要とする1～2歳児 ④教育を必要とする0歳児
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ○利用申込者に対する重要事項の説明，提供開始の同意 ○応諾義務，公正な選考、 ○特定教育・保育施設との連携 ○利用者負担額等の受領等 ○運営規程の制定（運営方針，職員数，教育・保育の提供日・時間，利用者負担等） ○幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育の提供 ○差別的取扱いの禁止，虐待等の禁止等 ○守秘義務，事故発生の防止，事故発生時の対応，苦情解決等 ○記録の整備

5 認可申請者の要件

児童福祉法（改正後。以下同じ）の規定では、地域型保育事業の認可について審査するにあたって、認可基準に適合するかを審査するほか、児童福祉法に定める要件を満たすか審査することとされています。

このうち、児童福祉法第34条の15第3項第4号に規定する事項（欠格事項）はすべての申請者に適用されますが、申請者が社会福祉法人又は学校法人以外の場合は同条同項第1号から第3号に規定する要件を満たす必要があります。

この社会福祉法人又は学校法人以外の申請者が満たすべき要件は、以下のとおりとします。

項 目	要 件
必要な経済的基礎があること	<p>【1-1】 認可を希望する地域型保育事業の年間事業費の1/2分の2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること</p>
	<p>【1-2】 次に掲げる①又は②のいずれかを満たすこと。 ①地域型保育事業の経営を行うために直接必要な物件について、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。 ②不動産の貸与を受けて地域型保育事業所を設置する場合、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。 ア 貸与を受けた土地又は建物について地上権又は賃借権を設定し、かつ登記していること。 イ 建物の賃貸借契約の賃貸借期間が10年以上とされていること。 ウ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。</p>
	<p>【1-3】 不動産の貸与を受けて地域型保育事業所を設置する場合、以下の①～④のいずれも満たすこと。 ①賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。 ②安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ③②とは別に、1年間の賃借料に相当する額の資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。 ④賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。</p>
	<p>【1-4】 財務内容が適正であること。（少なくとも、直近の会計年度において、当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。）</p>
	<p>【1-5】 設置者（設置者が法人の場合はその代表者）が被後見人又は被保佐人でないこと。</p>
社会的信望を有すること	<p>【2-1】 地域型保育事業の経営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。（例：児童福祉法に基づく事業の停止を命じられた者等）</p>

<p>社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること</p>	<p>【3-1】 次に掲げる①及び②をいずれも満たすか、③を満たすこと。 ①実務を担当する幹部職員が保育所、保育所以外の児童福祉施設及び幼稚園において2年以上勤務した者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。 ②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準じるものを含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（地域型保育事業の運営に関し、当該地域型保育事業所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。 ③経営者に、保育サービスの利用者（これに準じるものを含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。</p>
-------------------------------	--

6 その他

・施設と運営について

詳細な施設の設備や運営方法については、別紙「地域型保育事業の施設と運営について」などを参考に実施してください。

・実費徴収（遵守）

利用者負担額のほかに、保護者から「上乗せ徴収」及び「実費徴収」を行う場合には、必ず書面等の同意を得ること。

・近隣地域への配慮

施設の建設や運営の支障のないよう、事前に地域住民や近隣保育所、幼稚園等への説明等を実施し、調整を行ってください。

・関係機関等への照会

提出書類等に記載のある個人情報等については、市が本要項等に規定する基準の適合を確認するために必要な範囲で、関係機関への照会等に使用します。

・事業内容の掲載等（予定）

本市では、地域型保育事業者の市民への広報としてHP等への掲載を予定しています。そのため、手引き記載内容の他に別紙「地域型保育事業の施設と運営について」に記載している設備等の状況も併せて公表させていただきます。

・今後の状況

本要項にて示している内容は、平成26年11月20日現在のものであり、今後、国等から提示された一部内容が変更になる場合には、その内容に従っていただきます。